

事故発生時の対応

事故発生（発見者通報）

①意識確認 ②複数の教職員で状況確認 ③傷病者から離れない

管理職が患部・状況確認

すぐに救急搬送

その場から動かさない

〈判断基準〉

- ・意識障害あり
- ・大出血、ショック
- ・**転落等の頭部強打**
- ・患部の変形 等

すぐに保護者連絡

〈判断基準〉

- 首から上のけが
→意識・呼吸の変化なし
転倒や腫れ・変色を伴う
頭部打撲・眼や歯のけが
- それ以外の部位のけが
→強い痛み・腫れ、
変形、骨折の疑い有等
- 顔の傷（小さくても）

経過観察→必ず電話連絡

〈判断基準〉

- 首から上のけが
→転倒・腫れない頭部打撲、
首や眼、歯のけが 等
- それ以外の部位のけが
→つき指、足の捻挫、傷が残る
おそれのあるけが
- 相手のあるけが（軽傷でも）

経過観察→保護者連絡

（基本的に電話連絡）

〈判断基準〉

- 首から上のけが
→変色等がない軽い打撲
（軽いボールが当たった等）
- ※**それ以外は全て電話連絡**
- それ以外の部位
→軽い擦り傷、切り傷
軽い打撲等

【管理職への連絡】

首から上（頭部、眼、歯など）のけが（明らかな軽傷以外）、相手があるけが等の場合は、必ず管理職へ一報を入れる。（その後の保護者対応のため）一報を入れた上で、事実確認後、さらに連絡を入れる。

- 直ちに**医療機関へ搬送**する。
- 同時に、保護者への連絡をする。

- その場で保護者へ連絡し、**現在の症状、負傷の状況を説明**
- 受診の有無の確認
- 災害給付書類の配付**
※推測、個人の見解、
大げさ・責任逃れの表現

- 災害給付書類の配付**
- 必ず電話で保護者へ連絡（担任）
- 帰宅後、保護者により受診の有無の判断
家庭での経過観察

【保護者への連絡における5つの留意事項】（担任）

- ① 事故の経緯や内容
 - ② けが・疾病の状況
 - ③ 原則、**保護者に医療機関移送**をお願いする。（症状を一緒に見てもらい、医療機関受診の相談をするために、学校に来ていただくようお願いする。）
 - ④ 保険証持参、支払いは保護者が行った上で、500点以上の場合、後日災害給付金の請求を行う。
 - ⑤ **首から上（頭部・眼・歯など）のけが**は、明らかな軽傷（ボールが当たった等で、変色等がない打撲等）以外は、**必ず保護者に電話連絡**する。
- ※ すこやか（保健調査票）に記載された緊急連絡先の順番で、保護者へ連絡をする。